

墓地の改葬許可について

お問い合わせ先…鳥栖市環境課Tel0942 - 85 - 3561

1 改葬とは

墓地に埋葬されている遺骨や遺体を他の墓地や納骨堂に移す事を「改葬」と呼びます。改葬を行うには、墓等の所在地の市町村へ改葬の申請を行い、許可を得たうえでないと移すことができません。

2 墓地改葬許可申請書への記入事項

①改葬理由

なぜ改葬を行うかについて記入してください。

例：墓地購入のため 納骨堂移転のため

②改葬の場所

遺骨や遺体の移転先の墓地の場所を、所在地・墓地名「○○○霊園とか」

③改葬者名簿

死亡者の本籍、氏名、性別、死亡年月日、続柄「申請者との」、火葬の場所、火葬年月日をご記入ください。古い遺骨などで本籍や住所、死亡年月日などが不明であるが、死亡地や火葬を行った場所がわかる場合は、死亡地または火葬を行った市町村に問合せて当該事項を確認してください。

複雑な場合、わかりやすいように家系図の添付をお願いする場合があります。

④申請者の住所、氏名

申請者（あなた）の住所・氏名・印鑑

※申請者と墓地使用者が異なる場合は⑥の承諾の住所・氏名・印鑑

⑤墓地管理者住所、氏名

現在の墓地管理者「○○寺、霊園等」の住所・氏名・印鑑

⑥墓地使用者住所

申請者と異なる時、記入してください。

例：父が墓地使用者だが、「病気等」により息子等が申請した場合など。

⑦添付書類

申請者と改葬者の続柄・改葬者の死亡日を証明する書類「戸籍謄本・除籍謄本等」

「平成改製原戸籍、昭和改製原戸籍」にしか記載されていない故人もいますので市民課に申請される場合には相談してください。

3 申請手順

申請書記入→現在の墓地管理者（寺等）の証明を受ける→申請書提出「役所」
→手数料「無料」→改葬許可証を発行→新霊園等へ改葬許可証を提出

参考「墓地、埋葬等に関する法律」

第5条 埋葬、火葬又は改葬を行おうとする者は、厚生労働省で定めるところにより、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）の許可を受けなければならない。

2 前項の許可は、埋葬及び火葬に係るものにあつては死亡若しくは死産の届出を受理し、死亡の報告若しくは死産の通知を受け、又は船舶の船長から死亡若しくは死産に関する航海日誌の謄本の送付を受けた市町村が、改葬に係るものにあつては死体又は焼骨の現に存する地の市町村長が行うものとする。